資料 22

相模原市環境方針

本市は、「相模原市環境基本条例」の基本理念に則り、望ましい環境像「やすらぎと潤いがあふれる環境共生都市　―市民と築く持続可能な環境共生都市―　」を実現するため、事務事業の実施に当たり、以下のとおり、取組み目標を設定し、継続的改善を推進します。

1　「相模原市環境基本計画」に基づき、環境関連施策を推進し、事務事業の実施に伴う環境負荷の低減を図ります。

2　地球温暖化対策を推進するため、再生可能エネルギー等利用設備の導入、省エネルギー機器の導入、公用車適正利用の推進、ごみの減量化・資源化の推進及び資源・エネルギーの有効活用に取り組みます。

平成２７年４月１日

相模原市長

【相模原市環境基本条例　基本理念】

1　環境の保全及び創造は、市民が健康で安全かつ文化的な生活を営むことのできる自然と調和の取れた豊かな環境を確保し、及び向上させ、並びに将来の世代へ継承していくことを目的として行うものとする。

2　環境の保全及び創造は、環境に関する資源の有限性を認識するとともに、その適正な管理及び利用を図り、もって環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築することを目的として行うものとする。

3　環境の保全及び創造は、市、事業者及び市民相互の協力の下に行うものとする。

4　地球環境保全は、人類共通の課題であるとともに市民の健康で安全かつ文化的な生活を将来にわたって確保する上で極めて重要であることから、積極的に推進するものとする。